

文教福祉常任委員会

平成21年6月17日（水曜日）

文教福祉常任委員会

平成21年6月17日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 指定管理者の指定について

《付託請願》

請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願

請願第 2号 「国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

出席委員（6名）

委員長 柴田 徹也

副委員長 景山 岩三郎

委員 神子 功

委員 林 一雄

委員 向後 悦世

委員 伊藤 保

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 向後 和夫

説明のため出席した者（26名）

教育長 米本 弥栄子

環境課長 平野 修司

保険年金課長 花香 寛源

健康管理課長 小長谷 博

社会福祉課長	在 田 豊	高 齡 者 福 祉 課 長	渡 辺 輝 明
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学 校 教 育 課 長	平 野 一 男
生 涯 学 習 課 長	野 口 國 男	国 体 推 進 室 長	高 野 晃 雄
そ の 他 担 当 員	1 6 名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	加 瀬 寿 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
主 査	穴 澤 昭 和		

開会 午前10時 0分

○委員長（柴田徹也） 皆さん、おはようございます。

大変お忙しい中、文教福祉常任委員会にご参集をいただきましてご苦労さまでございます。

梅雨時のはっきりしない空模様の中でありますけれども、本委員会に付託されました4議案と請願2件、どうぞこの後、慎重なる審査のほどをよろしくお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了解願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前10時 2分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 2分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、向後議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（向後和夫） 皆さん、おはようございます。

梅雨入りで非常に湿気の多い中、皆さん方には健康には十分ご留意を願いたいと思います。委員の皆さんには大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託をいたしました議案4議案と請願2件について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたしまして、簡単ですけれども、あいさつとさせていただきます。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表してごあいさつを申し上げます。

柴田徹也委員長をはじめとする文教福祉常任委員会の皆様方には、日ごろよりご指導、ご支援をいただいておりますことに対しまして、心より御礼申し上げます。

また、このたびは新型インフルエンザの発症に伴い、さまざまなご心配をおかけいたしました。ご協力に対しまして心より御礼申し上げます。また、幸いなことにその後の発症がございませんで、本日より出席停止になっておりました旭二中、中央小、琴田小、干潟小、共和小、豊畑小の計6校授業再開、児童・生徒登校いたしております。どうもありがとうございます。

本日は議会より付託されました議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第7号の4議案と請願2件につきましてご審議をいただくことになっております。私ども簡潔にご答弁申し上げますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

6月の議会からクールビズが適用されております。きょうは大分蒸し暑いようですので、暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構でございます。よろしくお願いいたします。

議案の説明、質疑

○委員長（柴田徹也） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、指定管理者の指定についての4議案であります。

初めに、議案第1号について、環境課より補足して説明がありましたらお願いいたしま

す。

環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、よろしくお願いたします。

環境課からは1件、議案第1号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部改正の制定でございます。

本条例の関係については本議会において説明等をしておりますけれども、補足という形で説明させていただきます。

この法律は家電リサイクル法の一部改正がありました。現行制度は4種目、冷蔵庫・冷凍庫、それから洗濯機、テレビ、エアコン、それが3種目追加になりまして、衣類乾燥機と液晶テレビ、プラズマテレビが追加されて一部改正となったものでございます。

そもそも家電リサイクル法との役割分担という形で再度ご説明申し上げます。家電リサイクル法では、排出者、これは消費者です。消費者が適正な引き渡しをし、リサイクル等に係る費用の負担をする、家電小売店は対象商品の引き取りと家電メーカーへの引き渡しと、もう1点製造業者、これはメーカーですけれども、対象商品の引き取りとリサイクル化、これですべて回っているものでございます。そのものが、今度3種目が増えたという形になります。

あと指定業者が県内に、これは処分できる指定業者です。受け取り指定業者が8店ございます。8店といいますのは、メーカーによってありますので、全部で県内で16か所、パナソニック、東芝関係が、この地域では市内のスズキメタルさんが指定業者となっています。ほかに県内で7か所、ほかにNECとかソニー、日立、シャープ等の家電品を扱う指定業者は、この近辺では、一番近い所では銚子倉庫さんという形になります。この所に持ち込むという形になります。

それから、もう1点は処分されないで不法投棄されたもので、うちのほうで回収したものが、昨年度は冷蔵庫・冷凍庫が11台、洗濯機が19台、テレビが49台、エアコン3台、これが昨年度不法投棄されまして、市のほうで処分しております。

それから、リサイクルですのでお金がかかります。リサイクル料金です。これはメーカーとか大きさによって違いますけれども、冷蔵庫及び冷凍庫については1台当たり3,780円から4,830円かかります。洗濯機については2,520円から3,444円、テレビについては1,785円から2,835円、エアコンについては2,625円から3,664円、これがリサイクルの費用として消費者にかかるものです。

他のリサイクル関係について法律があります。本法律は家電リサイクル法で家電製品ですが、そのほかに容器包装リサイクル法、それから建設リサイクル法、これは建物等を壊したときに分別されます建設リサイクル法、それから食品リサイクル法、あと直近で一番新しいやつでは自動車リサイクル法、これらが法律に基づいてリサイクルするということで定められております。そのほかにグリーン購入法、これは環境に優しい品物を購入しようということで、多分野にわたっておりますけれども、グリーン購入法などがあります。これに基づいて環境負荷の低減、地球温暖化の防止という形で総合的にはなると思います。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、社会福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第2号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明を申し上げます。

本会議でもご説明をさせていただいたところでございますけれども、長禅寺境内に設置しております野中児童遊園、これは地元の野中区から廃止をしてほしいという要望をいただきましたので、今般廃止をすることとしまして、条例から削除をさせていただくものでございます。

施行日は、平成21年7月1日とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） ご苦労さまです。

それでは、第2号につきましてご質疑申し上げます。これは本会議でもあらかじめ質疑をさせていただいておりますので、1点だけ確認をさせていただきます。

質疑の中で、私が持っております統計あさひ、これが平成17年版と最近出ております平成

20年版、これを対比して本会議では数が違うんじゃないかということで、課長のほうからは1か所ではなくて2か所あるところは2か所で一つの管理をしてもらっているということで数が違うんじゃないかと。自分の場合には、数は全部入れて、平成20年度ベースでは44か所あるんじゃないかということでしたけれども、これが違うという。その辺のところが一応は分かりましたけれども、その中で児童遊園の開設年月、これと面積というのが統計あさひには記載をされています。平成17年におけます開設年月と面積、現在一番新しく発行されております平成20年度の開設年月と面積が違っているところがあります。これについての整合性というのはどちらが正しいのか、できればはっきりしていただいて、それで修正をしたということであれば、いつからしたのかどうかということは明記しておいていただいたほうが、今後とも管理する場合によろしいんじゃないかということですから、整合性の部分についてどうなっているのか、よろしく願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） ただいま委員おっしゃられましたように、統計あさひにおきましては、平成17年と20年の数字、それから開設年月日等が違った表記になっておりました。それで、平成17年の表記につきましては、合併して旧3町の児童遊園、これにつきましては台帳そのものが課のほうの手元のほうへまだ来ていない状況の中で、合併年月日を取りあえず旧3町の開設年月日とさせていただいたところです。しかしながら、その台帳をきちっと調べ、それらの対応をさせていただきましたときに面積も併せまして、平成18年にそれら台帳の開設年月日と、それから面積、これらについては誤謬訂正をさせていただきまして、今の統計あさひの数字が正しいものというふうに表記をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 分かりました。そうしますと、旧旭市については、さかのぼっていきますと平成16年も平成17年度に記載している、例を挙げますと1番目に掲げられております中央児童公園、これが所在地が口の1425ですけれども、開設年月が34年4月、現在は33年3月となっております。これについては、全部今のほうが正しいという判断でよろしいかどうか、これが一つです。

今回、当初予算につきましては数は、袋第一、第二、これが1か所ということですから、

今までもそのようにしていたということでもよろしいかどうか。

そうしますと数が若干違っているということがあるんですが、この辺は経過は分かりませんので何とも言えませんけれども、これからも第一、第二については1か所ということで考えていくのかどうか。この2点をお聞きいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それではご答弁申し上げます。

台帳を整理していく中で、当初、今委員おっしゃられましたように平成16年につきましては、開設年月日そのものは建設が終了した年月日ということではなくて、次の年度の初めの年月日を開設年月日と、そういうとらえ方をしておりました。それを他の台帳とすべて整合性をとる意味で、あくまでも建設年月日を開設年月日というふうにとらえて台帳の整理をさせていただきました。

それから、もう一つ、袋の第一、第二の関係でございますが、これにつきましては、隣接している公園だということで1か所というとらえ方で管理をお願いするというので、今後とも考えております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。

それでは、平成20年度以降につきましてはそのような形で、平成18年からずっと数値は変わっていないわけですが、そのままいくと。袋第一、第二は1か所と数えるということで理解しました。

もう1点なんですけれども、毎年毎年、平成17年7月から毎年のように各地区からも用は達したのではないかと、いろいろな事情によって毎年条例から削除するという案件が出ております。管理状態と今後の子どもたちの推移とか、あるいは児童遊園という立場を考え合わせた上で今後はどのようにされていくかどうか、要は管理者は旭市ですけれども、委託は各地元の方々ということで、管理状態がいい所と悪い所と必要がある所とない所があると思うんですけれども、その辺についてはどのようにお考えかお伺いいたします。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） これは地元の区の意向というものをまず最大限に考えまして、それらの利用の実態は、今、委員おっしゃられましたように少子化の中で子どもの数という

部分で地域的なそういうバランスというようなものも当然あるわけでございますけれども、地元の区長さんをはじめ、地元の皆さんがその公園をどういうふうと考えていくかということをも十分、年度初めに地元の皆さんと協議をさせていただいて、公園を廃止してもいいのか、それとも継続するのか、継続する場合に遊具等のそういう設備の関係については修繕、もしくは新しく設置し直したほうがいいのか、そういうようなことも含めまして、地元の区長さんと十二分に協議をさせていただきながら、それらについては決定をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、社会福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第4号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

現在のこの条例におきましては、市町村民税の所得割の額が23万5,000円以上となる重度障害者の方は、第3条第2項におきまして助成の対象としない旨を規定しているところでございます。しかしながら、継続的に相当額の医療負担が生じる高額治療継続者、この方々につきましては所得割の額が23万5,000円を超える方であっても、平成21年3月31日までの間は、経過措置としまして助成対象する旨を附則において定めております。

この助成対象の経過措置を国・県におきましては平成24年3月31日まで延長ということになりました。本市におきましても同様に期限延長をしまして、助成対象とするために附則に定めてあります期限を平成24年3月31日とするものです。適用日を平成21年4月1日といたしましたのは、改正前の期限から継続する必要があるためでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、社会福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 議案第7号、指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

旭市福祉作業所につきましては、旭市手をつなぐ育成会に4月1日から指定管理者により管理を委託しているところでございます。今までは、この手をつなぐ育成会が任意の団体でありましたけれども、このたび法人格を取得いたしまして、特定非営利法人旭市手をつなぐ育成会に組織を変更しております。したがって、特定非営利法人旭市手をつなぐ育成会を福祉作業所の指定管理者として指定をするために、改めまして議決をお願いするものでございます。

平成21年7月1日から平成24年3月31日までを指定の期間と定めるものでございます。また、委託の内容、それから条件、これらにつきましては、すべてこの法人が従前の内容、条件を継承しまして管理をしていくということになります。選定に当たりましては、5月11日に指定管理者候補者選定委員会、これを開催しまして選定をいただいているところでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、指定管理者の指定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(柴田徹也) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

健康管理課長。

○健康管理課長(小長谷 博) それでは、新型インフルエンザについて報告させていただきます。ただし、事後報告となってしまうことをご了解いただきたいと思います。

去る6月11日木曜日に市内在住37歳の男性、自営業が患者と確定されました。この患者は6月7日日曜日に香港から帰国、6月10日水曜日に発熱、中央病院の簡易検査で陽性となりました。さらに、県衛生研究所でPCRの検査を実施した結果、新型インフルエンザ患者と確定され、中央病院に入院いたしました。また、この患者の家族は妻と2歳の子どもで健康状態は異常はないとのことでした。

なお、最初の患者でありました29歳の主婦と1歳半の子どもの親子は、去る6月11日木曜日に退院いたしました。

また、二中の女子生徒及び先ほど報告いたしました37歳自営業男性の両名の方も、6月15日月曜日に退院しております。これで市内在住の患者はすべて退院しております。

それと、ほかに関係のある課から学校教育課と社会福祉課のほうからも、これらの対応についての報告をそれぞれいたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、保育所におきます対応につきましてご報告をさせていただきます。

保育所での対応につきましては、児童及び職員に発症事例がないということで、学校は休校をしておりましたけれども、休業せずに通常保育をすべての保育所で実施をしているところでございます。この間、公立、私立すべての保育所の所長を対象としまして所長会議を開催し、衛生管理の徹底と児童の健康チェックの強化、それから児童の連絡体制の再確認などの対応の徹底を図っているところでございます。また、万が一施設内で発症があった場合の対応策につきましても周知して、共通理解を図ったところでございます。

今後も十分に感染防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 学校教育課の対応についてご報告申し上げます。

市対策本部と協議し、6月11日木曜日から6月16日まで旭第二中学校を臨時休業とすることについては既にご報告をさせていただきました。その後、さらに県教育長の指導要請がございまして、感染拡大の防止を図るという観点から、第二中学校区となる小学校5校、中央小学校、琴田小学校、干潟小学校、共和小学校、豊畑小学校につきましても、16日までの間、臨時休業とすることといたしました。

新型インフルエンザに感染していた生徒は、先ほどのご報告にもありましたが、12日には

熱が36度台にまで下がり、徐々に回復してきている模様でございます。また、15日には旭中央病院から退院し、18日から登校の許可が出ているとのことでございます。

また、臨時休業中、新たな感染児童・生徒も確認されず、感染拡大のおそれについて海匠健康福祉センターや県教育長の助言のもと、市対策本部会議で協議し、本日より通常の教育活動に戻すことといたしました。

今後、引き続いて、うがい・手洗いの励行、さらには健康観察に万全を期してまいりたい、このように考えているところでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 新型インフルエンザのほうの報告以外の報告ということで、申し訳でございませんです。

きょう委員のお手元にパークゴルフ場の利用人数表というものをお配りさせていただいております。これらの利用実績につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、昨年度9か月間の利用総数につきましては、ちょうど真ん中の合計欄になりますが、実人数で2万1,282人、計画に対しまして1万282人、パーセントで93.5%の増ということでございました。これらの方々の内訳を見ますと、市内、市外の欄になりますが、市内の利用者は84.6%、市外の方が15.4%、そしてまた月決め会員の利用者が69.5%ということでございます。

一番右側の欄になりますが、これは営業収入、全体でございますけれども、それらの月ごとの額でございます。最後の合計欄でございますが、1,237万5,601円ということで、計画に対しまして610万5,601円の増ということでございます。冬場には入場者は当然落ち込んでくるだろうと、そういう予想を我々当初見込みましたけれども、夏場よりもむしろ多いくらいのご利用をいただいたところでございます。

今後におきましても競技人口、そしてまた土日の利用者の増大を図りながら、さらなる利用者の拡大に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） 国体推進室です。5月18日の総会には議員の皆さん方もご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

現在の準備の状況ですけれども、リハーサル大会の運営を行うために実行委員会の内部組

織としまして実施本部の設置をいたします。現在、実施本部の立ち上げに向けて業務別に職員の配置等を検討しておりますが、実施本部は実際に大会会場で大会の運営に当たる実働部隊となりますので、こちらのほうは十分準備を整えて進めてまいりたいと思っております。

また、今後の予定につきましては、リハーサル大会の概要等ホームページなどでお知らせしていきたいと思っておりますけれども、議員の皆さん方にも大会初日、10月16日になりますが、その開会式には実行委員会の一員としてぜひご参加いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 学校教育課のほうから2点ほどご報告を申し上げます。

1点目でございますが、新給食センター建設に係る用地取得の進捗状況でございます。新センター建設予定地、これは海上中学校グラウンドの北側でございます。その用地取得について、現在までの進捗状況について申し上げます。

3月定例会で予算計上させていただき、その後、干潟土地改良区の排水の同意を5月12日にいただきました。また、農振除外に係る千葉県知事の同意を5月18日に得て、現在、土地収用法の事業認可の申請に向けて手続中であります。6月5日には地権者の皆様、そして地域の代表者の出席をお願いいたし、また、市民の皆様には千葉日報紙面での説明会を周知して、新給食センター建設事業の説明会を実施いたしました。また、6月11日には千葉県収用委員会事務局から2名の方が現地を視察にまいった状況でございます。

新センター建設に係る土地収用の進捗状況についての報告でございました。

続いて、第一給食センターの調理業務等に係る民間委託の進捗状況について申し上げます。

3月定例会で委託料の予算計上をさせていただき、その後、業者を選定するための調理業務委託業者選定委員会を設置いたしました。選定委員には給食センター運営委員会代表、中央小学校PTA代表、第一中学校PTA代表、校長会代表、市の関係課長3名、これは財政課、庶務課、学校教育課でございます。それと栄養士代表の8名で構成をさせていただきました。

業者選定に当たりましては、あらかじめ給食センターの委託業務で実績のある県内の4業者を指名し、プロポーザル方式、企画競争により選定することとし、現在、その準備を進めているところでございます。

9月からの業務委託開始に向け、打ち合わせ等を含め、しっかり準備を進めてまいりたい

と考えております。

以上、報告とさせていただきます。

○委員長（柴田徹也） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 社会福祉課長にお伺いいたします。

ただいまの手元に資料がありますけれども、あさひパークゴルフ場の利用人数のご説明をいただきましたけれども、当初のスタート前の議論では、休みを設けようということで議論があり、それは休みがなくて、隣にあるかんぼの宿並びに宿泊施設等も考慮しながら、年中無休でいこうじゃないかということでスタートを切ったわけですが、利用者数も増えているということがありますけれども、逆に受け入れ側、要は事務担当とか受け入れる人の問題点とかというのはあるのでしょうか。要は大変な作業だと思うんですね。問題点があればお示しをいただきたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 確かに週1日でも定休日がありますと、人の配置という部分ではかなり楽にはなるんですが、年中無休ということになって、なおかつ今の時期ですと一番営業時間が長い時期でございますので、朝の7時半から夜の8時半まで営業をしております。そういう中で、やはり臨時の職員とはいえ、それらの方々の勤務の体系をどういうふうにつくって回していくか、そういう部分が非常に苦慮をしております。それと、もう一つはパークゴルフ場のほうでございますけれども、コースの管理という部分では、やはり^{ひとつき}一月に1日だけでもコースをきちっと管理できるそういう日を定めて、年中無休という部分から、例えば定期的な月曜日の1日が今月お休みですというような形にすれば、コースそのものの管理の部分で、非常に対応がとりやすいということでございます。

それと、おふろという部分もございますので、福祉センターの部分におきましても^{ひとつき}一月に1回でもそういうふうに完全休業日というものを設けることによって、メンテナンス部分で確かに対応はしやすくなるんですが、しかしながら、民間の皆様の施設を見れば、そういうような対応はしなくとも年中無休でできておるわけでございますので、それらを参考に、最大限今の体制の中で努力をさせていただければと思っております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 社会福祉課長にお尋ねします。

月決め会員というのは何名ほどいるんでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 月決め会員につきましては、毎月数は違って来るんですが、大体280名から300名の間ぐらいの数で毎月会員になっていただいております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） 学校教育課長にお尋ねをいたします。

先ほど説明がありましたインフルエンザと学校の関係なんですけれども、幸いにいたしまして16日までの休校で済んだということでございます。小学校が5校、中学校が1校でございますけれども、これが長引いた場合には教育の遅れというのがありまして、夏休みを返上してということになるかと思うんですけれども、幸いにして短い期間でありましたのでよかったなと思うんですけれども、それにしても、ちょっと教育の時間の遅れが多少生じていると思うんですけれども、それは今後どのように対処していくのかお伺いをさせていただきます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） お答え申し上げます。

まず、小学校5校の状況でございます。各小学校の年間のカリキュラム、授業時数のカウントからいたしますと、かなり余裕を持った授業日程を組んでおります。その関係から、3日間の休業については、授業時数をさらにプラスしてというようなことについては現在のところ必要ないという判断をしております。これは校長とも協議をいたしました。

それから、中学校のほうでございます。ご承知のように中学校は3年生が入学式前に入試があったりとかというようなことで、準備の関係で大変厳しい授業日程を組んでいる現状がございます。二中の校長先生と話し合いを持ちまして、現在のところ、夏休みに入ってから休業等については計画がないという話でございます。ただしその配慮は、実は感染した子が1名でございます。その子のために学校が休業をしたという状況が子どもたち皆が知っている関係もございまして、そういった配慮からも、今後の例えば台風等で休業があった場合、そういった措置のときに併せて考慮をしてみたい、そういう回答をいただいているところでございます。子どもたちの円滑な授業活動推進のために、校長としてのそういった判断は大切な部分であろうと、このように判断したところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（柴田徹也） 次に、請願の審査を行います。

教育委員会以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

ここで11時まで休憩をいたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時 0分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願、請願第2号、「国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の2件であります。

それでは、初めに請願第1号について審査に入ります。

紹介議員であります神子議員より説明がありましたらお願いいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） 議案の審査でお疲れのところ恐縮でございます。よろしくお願いたします。

今回出ております1号、2号、これにつきましては昨年もお審議いただきまして、各大臣あてに旭市議会から意見書の提出をされております。内容的には同じでございますけれども、若干ご説明をいたします。

まず、今回の請願者でございますけれども、団体名ということで、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会ということで、その下にいろいろと団体が書かれておりますけれども、内容的には、県下教育関係の団体挙げての請願ということが第1号、第2号ということでございますので、前置きとしてよろしくお願ひしたいと存じます。

1号につきましては、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願でございます。これについては毎回申し上げておりますけれども、歴史上の関係では、歴史的に見ますと、この義務教育費国庫負担制度につきましては、制度のない時代がございました。そのときには教職員の給与の遅配が生じてみたり、あるいは寄附金の強制がされたことから公立義務教育諸学校に勤務する県費の負担でありますとか、教職員の給与については国が2分の1を負担するというで発足された制度でございます。

しかしながら、今日に至る中で、ちょっと資料を焼かせていただきましたので、委員長、よろしかったら配布させていただきたいんですが。

○委員長（柴田徹也） どうぞ。

（資料配布）

○紹介議員（神子 功） 今、お手元に配布させていただきました丸が二つありますけれども、そのうちの下の方の義務教育費国庫負担制度の縮減措置等の推移、これを見ていただきますと、今申し上げましたように、1985年からずっと見ていきますと2006年まで、右のほうに括弧書きがありますが、それぞれ減額されていることがお分かりだと思います。現在残っているのは給与費のみと。それもこの請願書に書いてありますように2005年11月に三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの費用負担の割合について2分の1から3分の1に縮減したということで、現在3分の1に至っております。この3分の1の国庫負担の割合でございますけれども、恒久措置ではありませんで、制度全廃も含めた検討がなされる可能性があるということで、これが第1点目の大きな請願の内容でございます。

2点目につきましては、真ん中ほどに書いてありますように、30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が都道府県単費で行われております。しかし、現行制度でも自治体の裁量権は保障されておりますけれども、国民に等しく義務教育を保障するという観点から言えば、財政的に最低保障として下支えしております義務教育費国庫負担制度は必要不可欠なものです。ということで、この制度が廃止されますと40人学級が現在行われておりますけれども、こういった教育条件の維持が危惧されるということで、廃止された場合の危惧、いわゆる義務教育の数字の格差が起こるんじゃないかということが2点目でございます。

最後に、末尾のほうに書いてありますが、学校の基幹職員であります学校事務職員あるいは学校栄養職員を含めた教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外するという点につきましては、義務教育費国庫負担法の第1条に明記されております「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するという点以外にも、財政負担を地方自治体に課して、厳しい地方財政をさらに圧迫するという点により義務教育の円滑な推進を阻害するおそれがあるという点で、この3点が主な請願の趣旨として、今回ぜひ旭市の議会からも皆さん方の真摯な議論によりまして、関係大臣にぜひ意見書の提出ということをお願い申し上げてというふうに思います。

これで説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、参考の意見を申し上げさせていただきます。

まず、千葉県の教育界を代表する22団体で作る子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連合会、この会長さんでございますが、関会長さんは松戸市の教育委員長でございます。そして、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会の会長さんという立場でもございます。

ご承知のように、三位一体改革の中で義務教育費国庫負担制度そのものの堅持については、神子議員からお話があったように堅持ができたわけでございますが、その費用負担割合が2分の1から3分の1に縮減をしてしまいました。国庫負担の割合が恒久的なものではないと、制度そのものも廃止される可能性も残されたままであるというような報道もございます。学校は、子どもたちの勉学に励む場として、また自己実現の図れる場、切磋琢磨できる場として各先生方、管理職を含む先生方、そして養護教諭、事務職員、栄養職員等が力を一つにして児童・生徒の指導と支援に当たっております。そして、21世紀を担う子どもたちの健全育成に寄与していく、このように考えているところでございます。しかるに基幹職員であります事務職員、栄養職員の国庫負担を外し、一般財源化が模索されるなどの情報も聞かれています。教職員の安定した確保により、子どもたちへのきめ細やかな指導が可能になってまいります。

また、全国どこでも公教育は同じレベルで受けることができる、この基盤がこの義務教育費国庫負担制度であると考えます。そういった点からも義務教育費国庫負担制度の堅持に関

する意見書の採択はぜひお願いしたいと考えます。

なお、昨年は、本市と同様に義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の採択、県下49市町村で採択されたと報告をいただきました。本年は昨年を上回る市町村での採択になる見通しと伺っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

続いて、請願第2号について、紹介議員であります神子議員より説明がありましたらお願いいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） それでは、第2号につきましてご説明申し上げます。

まず、予算的な措置でございますけれども、平成20年度につきましては、これは5兆3,119億円という予算でございましたが、平成21年度ベースにつきましては若干下がっておりますが、5兆3,104億円というのが年度当初の内容でございまして、15億円の減ということで、文教及び科学振興費についてはそういう予算組みがなさせております。

そういう中で昨年も議論をしていただきましたが、1番から7番まで掲げてある項目でございますけれども、この内容につきましては、まず一つには、保護者への教育費の負担の軽減をずっと堅持していただきたいということと、それから子どもたちの地域での環境というものを重んじた予算組みをぜひしていただきたい、それから、地方自治体にとりましては交付税というものが来ますけれども、一般財源化してきているということからいたしまして、これは一番下を書いてありますが、地方交付税交付金というものについて、やはり増額をしていただくような、そういった措置がぜひ必要だということで、それらを含めて7項目が掲げられております。

いずれにしても、内容的には充実した教育を実現するための予算組みをぜひしていただきたいということで、教育に対する教職員の関係の方々への配慮ということも含めて、ぜひ社会情勢を含めた内容について力点を置いていただきたいという内容でございますので、よろしく審議をお願い申し上げます。旭市議会から各関係大臣のほうに意見書が出せますようによろしくお願い申し上げます。説明に代えさせていただきます。よろしくお願

ます。

○委員長（柴田徹也） 神子議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 参考意見を申し上げさせていただきます。

国における平成22年度教育予算拡充に関する意見書の採択でございますが、少人数できめ細かな指導の確立に向けた学校職員の定数を改善することなどは、子どもたちの学力向上に直結する問題でもございます。また、現在の経済状況等を考えますと、保護者の教育費負担の軽減に向けての取り組みや就学援助の予算の拡充を求めることなどは、とても大切なことと考えます。特に教科書の無償制度は、経済状況からだけでなく、教育を受ける権利が等しく保障されていることから維持していかなければならない制度と考えます。

子どもたちが学ぶ学校施設についても、これをさらに整備し、安全で安心な教育環境のもとで学ぶことができるよう教育予算の増額を図るべく、本請願の採択をお願いしたいと存じます。

先ほどと同様でございますが、本内容の請願でございますが、やはり昨年、県下49市町村で採択をされたという報告をいただいているところでございます。本年はそれを上回る採択になる見通しと伺っております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもご苦労さまです。

今の内容はしっかりと分かります。ただ、6番目の私はこのエアコンというのはどういうところを意味されているのかと思います。いろいろ地域で環境の差とかそういうのはあると思いますけれども、果たして子どもたちの豊かな育ち、これが幾らか教室でエアコンの中で涼しい所で勉強するのが果たしていいのかなと私は思いますね、この文言は。

どうでしょうか、必要なんでしょうか、学校でエアコンが。

○委員長（柴田徹也） 神子議員。

○紹介議員（神子 功） これについては考え方が分かれると思います。ですから、委員会の中で十分審議していただいて、この内容について趣旨に賛同するご意見をいただきながら、

あるいはここは違うではないかとかという請願書の内容というのは、趣旨は1項目から7項目までありますけれども、委員会の中でこの疑問な点について十分ご議論いただいて、それで趣旨に賛同していただければ文言の整理をしていただいて、ぜひ旭市の議会から関係大臣のほうにやっていただければと思うんですが、6番目の、これは聞いた話ですけれども、危険校舎あるいは老朽化した校舎というのも、これは旭市でも耐震診断をしたり、耐震診断によって建築をずっとしてきました。これから、庶務課長もおりますけれども、一中の体育館とか、あるいは矢指小学校とかという新しい校舎を造るためには、今までと違ったまたアイデアを凝らして、子どもたちの環境ということで整備をしていくようになると思います。

エアコンということでこれ一つ考えてみても、例えばこれについては千葉県でも暑い所もあれば、同じ地域でも寒い所がある。全国的にもそういったことを考えれば、暑い場所もあるし、寒い所もある。寒い所については暖めて教育環境を整え、そしてまた暑い所については空調等を行いながら環境を整えるといったことが必要ではないかという請願者のお気持ちだと思います。

その辺を十分に配慮していただき、考慮していただきながら議論を進めていただくと大変ありがたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 庶務課長にちょっとお尋ねします。

この地域は課長、地域差がありますよね。都会とこっちは違いますからね。都会のほうは、多分暑いからこういうものを使うと思います。この辺は、多分教室にエアコンは必要ないと私は思います。いろいろな大きい問題を考えると、エアコンをつければCO₂も増える、二酸化炭素も出る、いろいろあるから、果たしてこの地域で教室の中にエアコンが必要かなと、私はこの地域は、教室で勉強するのにエアコンは必要ないと思います。

中には親がぜいたくになって学校にエアコンがないとかと言いますがけれども、そんな生ぬるい考えを持っていたら、子どもたちは違うほうの教育になっちゃいますので、今、神子議員が言ったのは分かります。都会ではやはり暑いですからエアコンは必要ですよ。この辺は、こっちは必要ないと思うから、その辺は私は考慮します、この文言は。けれども、この地域には必要ないと庶務課長に申し上げておきます。

○委員長（柴田徹也） それでは、今、庶務課長に対しての質問でございます。これは参考意見ということで、ご意見があればどうぞ。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、景山委員のご質問といたしますか、ご提言に対してお答え申し上げたいと思います。

庶務課で学校整備等を進めておりますけれども、エアコンというお話でございますけれども、これにつきましてはいろいろ児童・生徒の皆さん、突発的な熱中症だとかそういったものに対処するために、保健室等についてはエアコンの設置について進めているところでございますけれども、各教室すべてについてエアコンを設置しようと、そういったことは考えておりません。私も保健室等については、これはやはり整備をしていくべきだという考えであります。

義務教育費の国庫負担で申し上げさせていただくならば、いわゆる補助単価というのが、平米当たり十四・五万円なんですけれども、実際は二十四・五万円かかるということで、単価差について今後我々も国へ申し上げていきたいと、こういった思いがあります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 景山委員のほうから、学校は切磋琢磨する場であるし、汗を流しながらという場面、大いに奨励されるべきと存じます。

今、庶務課長のほうから申し上げましたけれども、保健室へのエアコンがまだ完備されていない地域も事によるとあるのかもしれませんが。市内ではそういった学校がなくして、子どもたちの対応に十分な設備というようなことで配慮をいただいているところだと思います。

請願の趣旨からいきますと、例えば保健室の件が出ました。それから家庭科室、調理をするときに火を使います。窓が開けられず、大変子どもたち、一斉にそれに取りかかるわけでございますので、冬場ですと暖かくていいなんていう言い方もできるのかもしれませんが、そういった面では、必要な教室にこういった配慮があることも大事なところであろうかと、このように考えるところでございます。よろしく願い申し上げたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） 6番目の危険校舎、老朽校舎、最後の末尾なんですけれども、施設整備費を充実することとなっておりますけれども、先ほど紹介議員の神子議員が言われましたように、この旭市では20校ある学校の中で、あと整備をされないのが飯岡中学と矢指小学校と、それから中央小の北ですか、これはもう既に計画して整備に入っていることでありますので、旭市としては大まかに見て充実していると私は解釈しておりますけれども、県内と言われ

ば、まだまだいろいろそれに取り組んでいない学校も幾らでもあるわけでございますけれども、旭市においては、この施設整備費を充実するということは旭市には当てはまらないじゃないかと、こんな考えを私は持っている一人でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 庶務課長にお尋ねします。

飯岡中も何か危険校舎で整備が残っているということですが、危険校舎も著しいのかなど、何か外壁がはがれて落ちてきたりとか、上の天井裏がはがれたりとかというような話もちょっと聞いていますが、やはり学校関係一つ見ても、地域バランスがかなり崩れているんじゃないかなと、飯岡中をもっと早く建設するような何かすべはないかな、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それではお答え申し上げます。

向後委員のお尋ねについては、飯岡中学校を早く改築しろということだと思っておりますけれども、現在のところ、3月の定例議会等でもお話し申し上げましたとおり、来年度、再来年度で改築をしたいなということで、本年度、調査設計費について予算化をさせていただいたところでございます。もう少し諸般の状況を判断しながら、その設計に入れればいなどと、そんな考えでおります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 自分がちょっと思うには、これだけ危険校舎になっているのに、学校建設の順番がちょっとおかしいんじゃないかなというような感じがしているもので、そのところをちょっと詳しくお尋ねします。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それではお答え申し上げます。

旭市の総合計画でいう前期の基本計画、その中でいわゆる5年間ですべての学校について耐震化をしようと、中には補強で済むところと改築をするところということで、5年の範囲内ということからすれば、そんなにバランスが崩れたというのには当たらないのかなという気がしますけれども、多少遅れていくということ、ほかから比べると遅いということではございますけれども、基本計画の中での整備ということで進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 自分が感じますところによりますと、5か年の基本計画がありますが、やはり危険が生じていて、いつ事故につながってもおかしくないというような場合は、もうちょっと深く掘り下げて、優先順位を変えてでも考えなければならない点があるかと思えますので、ひとつよろしく願いいたします。

答弁は結構でございます。

○委員長（柴田徹也） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） 先ほどの林一雄委員から施設設備費を充実することという点について、旭市では耐震補強等もうじき終わるので必要ないじゃないかというようなことでしたが、施設設備でございますので、今回、耐震、それから大規模改造等をしない学校につきましては、何も手をつけていないところもございます。そういうことですので、そういう面では、今回それに当たらなかった学校についてはやはり施設設備の面で、またしなければならぬ面も残っているかと思えますので、やはりこれはそういう必要ないということとは考えられないということをご理解いただきたいと思えます。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） 分かりました。失言でございました。

私は、ほかの県下の学校から比較して大分進んでいるからという意味でございますので、ご理解をしていただきたいと思えます。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 参考までにお聞きしたいんですけれども、この20校ある学校施設の中で洋式トイレになっていないところというのは、ほとんどなんでしょうか。ちょっとどのぐらい洋式トイレになっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

トイレの和式、洋式ということで申し上げますと、最近改築しているところは、だいたい和式が1個にあと洋式、洋式が中心になっていますけれども、従来の改築等はしていないところについては和式のほうが多いと思えます。これは正確な数字は持っておりませんので、後でそういったところも調査をしてみたいと思えますけれども、今、改築しているところは断然洋式が多いところでございます。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 家庭環境とかどんどん進んでおりますので、今まで和式で当然だった感覚が我々の時代にはあると思うんですけれども、今の時代では、やはり洋式というのがほとんどだと思っておりますので、こういった部分も重ね合わすと、やはりしっかりした施設整備費は必要だと思っております。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 教育長、ちょっとお尋ねします。

毎年毎年国・県はこうやって教育費をいろいろ減らしてきている。国は何やれかにやれといつも言って、自分のところを出さない、県も出さないとなってきた。例えばこれを採択して上げますよね。上げたら県はちゃんと国に言っているのかね、本当に。何か不思議に思っちゃってしょうがないんですよ。ずっとこんな感じでしょう。これじゃ地方は大変ですよ。ちょっと教育長にお聞きしたい。

○委員長（柴田徹也） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） 言っていますかねというご質問でございますが、これは先ほど学校教育課長が申しましたように、さまざまな団体、それから県の官公庁の関係するところでは、毎年こういう要求をいたしております。

（「分かりました。頑張ってください」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

ここで執行部は退席してください。大変ご苦勞さまでございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時42分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願の採決

○委員長（柴田徹也） 次に、討論を省略して採決を行います。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書」採択を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、本請願は採択と決しました。

請願第2号、「国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、本請願は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（柴田徹也） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思っております。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

○委員長（柴田徹也） 初めに、請願第1号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思

ます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（加瀬寿一） それでは、請願第1号の意見書案についてご説明いたします。座ったままで説明させていただきます。

ただいまお手元に配布いたしました義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

国においては、教育の質的論議をぬきに、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から次々と対象項目をはずし、一般財源化してきた。さらに、「三位一体」改革の論議の中で、2005年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われた。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については、2分の1から3分の1に縮減するというものであった。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりではなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月、旭市議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にならぬでございますので、請願第1号の義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書は原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続きまして、請願第2号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（加瀬寿一） それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。座ったまま説明させていただきます。

お手元に配布してございます国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、いわゆる「学級崩壊」、さらには少年による凶悪犯罪、経済不況の中、失業者の増加による授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

充実した教育を実現するためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること

- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月、旭市議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 先ほども申しましたけれども、この「エアコン」のところ、この文言を何か違う言葉でつけたらどうでしょうか。改築や設備費、洋式トイレなどというような、そういうようないい文句があれば、どうでしょうか。

○委員長（柴田徹也） ただいま景山委員より、本意見書の本文、下から12行目、「危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること」と、ここの文言中の「エアコン」が気になるということでございます。

神子委員。

○委員（神子 功） 請願者の一人として、委員会の議論の内容を考えますと、請願者という立場もございますが、議論されておりました施設設備費を充実するという観点からいたしますと、ただいま景山委員のほうから話がありましたように、危険校舎、老朽校舎の改築ということはそのまま、「エアコン」という文字を削除していただいて、したがって、「危険

校舎、老朽校舎の改築や洋式トイレ設置等の公立学校施設設備費を拡充すること」ということとなりますと、エアコンも内容的に入るといえるので、そういう文言の削除をお願いします、訂正した後に意見書ということで提案したらいかがでしょうか。

○委員長（柴田徹也） ただいま神子委員より、景山委員のご意見を受けて、この下から12行目の「エアコン」のこの4文字を単純に削れば、最後に学校施設整備費というものもあるので、広い意味ではエアコンも受けると、こういうことから単純にこの「エアコン」の4文字を削除したらどうでしょうかと、こういった意見が出されましたけれども、皆さんいかがでしょうか。

（「賛成」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 賛成の意見がございました。

それでは、本意見書の下から12行目の「エアコン」の4文字をこの意見書から削除することによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、本意見書の「エアコン」の文言を削除することで、この意見書をまとめたいと思います。

ほかにご意見はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、請願第2号の国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書は、ただいまご協議いただきましたとおりにしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、本意見書につきましては、ただいまご協議いただきましたとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時56分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 柴 田 徹 也